

# 石川県立小松産業技術専門校環境行動計画

平成22年12月1日

## 取組方針

石川県立小松産業技術専門校は、職業能力開発促進法に基づき、離転職者及び企業の在職者に対して、それぞれの目的能力に応じた職業能力開発を実施し、もって雇用の安定と労働者の地位向上を図るとともに地域社会に開かれた施設として南加賀地域の産業発展に寄与しています。

また、当校の事業活動を進めていく中で、環境保全が重要課題の一つであることを認識し、地球環境との調和、地域社会との融和を図りながら進歩・発展していくことを目指していきます。このため、私たちは、事業活動に伴う環境への負荷を少なくするために、以下の取組を職員・訓練生一丸となって推進します。

- ① 事業活動中での省エネルギーと省資源（紙使用量の節減・節水）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源(用紙)のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 危険物・化学物質の安全な取扱
- ⑤ 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の徹底

この方針に基づいて職員・訓練生一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成22年12月 1日

石川県立小松産業技術専門校

校長 本多 義 秋

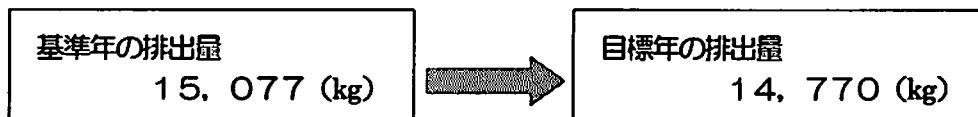
### 3 環境負荷の提言目標

23年に向けての環境負荷の提言目標は、次のとおりです。(数値的な低減目標についての基準年度は、いずれも21年です。)

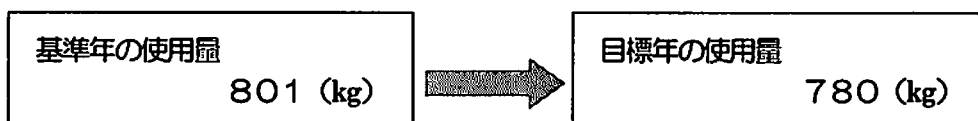
【目標1】 二酸化炭素の総排出量を2%削減する



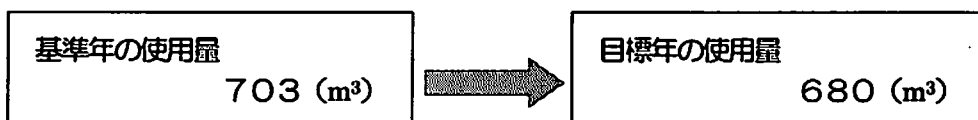
【目標2】 産業廃棄物の排出量を2%削減する



【目標3】 コピー用紙の使用量を2%削減する



【目標4】 水使用量を2%削減する



【目標5】 危険物・洗浄剤の安全管理を徹底する

### 4 環境保全に向けた具体的な取組

【取組1】 二酸化炭素排出量の削減

(訓練部門での活動)

- ・ 昼休みと休憩時には、コンプレッサー等、使用していない機械の電源を切る。
- ・ 昼休みと休憩時には、実習場の照明器具の消灯を徹底する。
- ・ 教室の空調温度を適正(冷房時28度、暖房時20度)に設定する。
- ・ 昼休み消灯と人のいない教室の消灯を徹底する。
- ・ パソコンとコピー機の節電機能を活用する。

(事務部門での取組)

- ・ 事務室の空調温度を適正(冷房時28度、暖房時20度)に設定する。
- ・ ブラインド利用により室内温度を調整し冷房効果を高める。
- ・ 昼休み消灯と人のいない部屋の消灯を徹底する。
- ・ パソコンとコピー機の節電機能を活用する。
- ・ 勤務時間終了後の早期退庁の促進。
- ・ 残業時は不用部分の消灯を徹底する。
- ・ 公用車の効率的な使用(運転経路、相乗り)を徹底する。
- ・ アイドリングの防止と無駄のないアクセル操作を心がける。
- ・ 車の空調温度を適正温度に設定する。
- ・ グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける。

#### 【取組2】 廃棄物の適正管理と排出量の削減

##### (産業廃棄物)

- ・ 鉄屑などのリサイクルBOX、廃油置場の整理整頓を行う。
- ・ 廃棄物管理票（マニフェスト）の管理を徹底する。
- ・ ウェス、軍手は使用限度を定め、無駄に廃棄しない。

##### (一般廃棄物)

- ・ ごみの分別を徹底し、リサイクル・リデュース・リユースに努める。
- ・ 毎月第三木曜日をリサイクル日とし、新聞・ダンボールをリサイクル倉庫(小松県税事務所)へ搬入する。
- ・ 詰め替え可能な製品、簡易包装の製品を優先的に選んで購入する。
- ・ 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう。

#### 【取組3】 コピー用紙等紙使用量の削減

- ・ 両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ・ 使用済み用紙の裏面を利用する。
- ・ 書類、資料の電子データ化を進める。
- ・ 書類の作成ミス・コピーミスをなくす。
- ・ 封筒・ファイル・フォルダは繰り返し使用する。

#### 【取組4】 水使用量の削減

- ・ 漏水を定期的に点検する。
- ・ 手洗い場に節水を呼びかける標語シールを掲示する。
- ・ 洗車用のホースに手元コックを取り付けるなど、節水に努める。

#### 【取組5】 危険物・洗浄剤の安全管理

- ・ 危険物・洗浄剤・使用済み洗浄剤は、決められた保管場所に保管する。
- ・ 危険物・洗浄剤・使用済み洗浄剤の容器は、確実に蓋をする。

#### 【取組6】 その他の取組

- ・ 毎月、環境現場管理責任者(庶務担当課長)による現場総点検を行い、5Sを徹底する。
- ・ 指導員・訓練生による環境への取組についても提案を募集する
- ・ 封筒、ファイル、フォルダは繰り返し使用する。

### 5 環境行動計画の実施体制

校長を委員長とする環境活動委員会を設け、「環境負荷低減の取組」を推進するために庶務担当課長を環境現場管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員をおき、半期ごとに取組目標の進捗状況と具体的な取組の実施状況をチェックします。